平成２２年（フ）第６６０号
熊本市戸島西２丁目６番96号
債務者　阪口　　司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２８９号
埼玉県鴻巣市市ノ縄299番地
債務者　原　　敏一
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９０号
埼玉県鴻巣市市ノ縄299番地
債務者　原　みとり
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８６号
埼玉県川口市芝富士１丁目４番11―103号
芝富士ハイツ
債務者　長澤亜津史
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
大分市にじが丘１丁目10番８号、住民票上の住所大分市萩原４丁目８番25号
債務者　平尾　郁子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８６１号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番15号
シャトー西川Ｂ―102号
債務者　勢藤　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５４号
札幌市中央区南12条西22丁目１番35号　クレール旭ヶ丘207号
債務者　野村　　恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４３号
京都市伏見区向島東定請１―１　エースイン向島102号室、住民票上の住所京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ147
債務者　小西　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６４１号
愛知県半田市乙川源内林町２丁目６番地
ヴィラージュ乙川203号
債務者　成田美惠子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１９号
大阪府高槻市牧田町６番36―401号、申立時の住所大阪府高槻市牧田町13番78―101号
債務者　山下　裕理（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５７号
大阪市西淀川区佃２丁目13番19―602号
債務者　重藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１０９号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―304号
債務者　島田純一郎
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２１号
大阪府寝屋川市高宮新町25番４号
債務者　坂梨　　弘
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００６号
大阪市城東区関目２丁目９番16　レガーレ関目505号、住民票上の住所京都府久世郡久御山町佐古内屋敷48番地14
債務者　鞍貫さとみ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００７号
大阪府八尾市南本町９丁目23番13号、申立時の住所大阪市住之江区南港中４丁目２番11―620号
債務者　秋田文江こと　徐　　文江
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７３号
大阪府吹田市千里山月が丘45番１―407号
債務者　山中　　学
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７７号
大阪府寝屋川市池田中町29番15―308号
債務者　野口ともえ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部